

務	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			

人 安 第 4 5 号
令 和 7 年 5 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の運用について

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所の指定する少年事件の基準については、「「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の運用について」（令和2年5月12日付け少安第48号。以下「旧通達」という。）により定められたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）のうち、懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に関する規定が本年6月1日から施行されることに伴い、別紙のとおり「少年事件における簡易送致事件の処理要領」を定めるので、その運用に遺漏のないようにされたい。

少年事件の簡易送致に係る書類の作成に当たっての留意事項については、別途示達する。

本通達については、青森家庭裁判所及び青森地方検察庁と協議済みである。

なお、本通達の運用開始は本年6月1日からとし、同日をもって旧通達は廃止する。

担当：人身安全対策課少年事件係

別紙

少年事件における簡易送致事件の処理要領

第1 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の基準

1 簡易送致することができる事件

少年事件簡易送致書により送致することのできる事件は、次の罪種等及び被害等の程度に該当するものとする。

(1) 罪種等

ア 窃盗、詐欺及び横領並びに盗品等に関する罪

イ その他長期3年以下の拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁固を含む。以下同じ。）、罰金、拘留（旧刑法第16条に規定する拘留を含む。以下同じ。）又は科料に当たる罪

(2) 被害等の程度

ア 被害額又は盗品等の価格の総額が、おおむね1万円以下のもの

イ その他法益侵害の程度が極めて軽微なもの

2 簡易送致することができない事件

(1) 銃砲又は刃物その他の物を凶器として犯行に使用したもの

(2) 被疑事実が2以上あるもの。ただし、犯行の日時、場所が接着し一個の機会に行われた同一罪種のもの等を除く。

(3) かつて非行（交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条に掲げるものをいう。以下同じ。）、道路上の交通事故に係る刑法第211条及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第5条の罪を除く。）を犯し、過去2年以内に家庭裁判所に送致又は通告されたもの

(4) 被疑事実を否認しているもの

第2 簡易送致において使用する書類の様式

1 検察官に送致する事件

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条及び犯罪捜査規範第210条の規定に基づき検察官に送致する事件については、少年事件の送致手続きの特例について」（平成17年8月16日付け青地検第444号）のとおり、青森地方検察庁検事正が指示する書類（別添1－1。以下「検事正指示書類」という。）の様式第1号の少年事件簡易送致書・捜査報告書を用いることとする。ただし、青森地方検察庁及び青森家庭裁判所との三者協議により、別添1－2の選択肢方式の様式を用いることとする。

2 家庭裁判所に送致する事件

少年法（昭和23年法律第168号）第41条及び犯罪捜査規範第210条の規定に

基づき家庭裁判所に送致する事件については、犯罪捜査規範別記様式第22号（別添2－1）の少年事件簡易送致書及び捜査報告書を用いることとする。
ただし、前記1同様、別添2－2の選択肢方式の様式を用いることとする。

3 少年事件簡易送致書・捜査報告書（又は少年事件簡易送致書及び捜査報告書）に添付する書類

検察官に送致する事件及び家庭裁判所に送致する事件のいずれの場合も、次のとおりとすることとする。

- (1) 犯罪捜査規範別記様式第21号（別添3）の身上調査表を添付すること。
- (2) 捜査の状況に応じて検事正指示書類の様式第2号から様式第5号（別添4－1～4）を作成し、これを少年事件簡易送致書・捜査報告書（又は少年事件簡易送致書及び捜査報告書）に添付すること。
- (3) 既作成の捜査報告書、被害届、実況見分調書、現行犯人逮捕手続書等の捜査書類がある場合には、これを添付すること。
- (4) 証拠金品が多い場合等検事正指示書類の様式により難しい場合には、司法警察職員捜査書類基本書式例、司法警察職員捜査書類簡易書式例等の既存の様式を使用してもよいこととすること。
- (5) 簡易送致においては、添付する書類の書類目録は不要であるが、家庭裁判所に送致する場合、検察官に送致する場合のいずれであっても、おおむね

- 少年事件簡易送致書・捜査報告書（様式第1号）又は少年事件簡易送致書及び捜査報告書（犯罪捜査規範別記様式第22号）
- 被害届・任意提出書・領置調書・被害品確認書・還付請書（様式第3号）
- 現場・被害確認報告書（様式第4号）
- 供述調書（様式第2号）
- 捜査報告書（様式第5号）
- 請書（別添5）
- 身上調査表（犯罪捜査規範別記様式第21号）

の順に編てつして送致すること。

- (6) 共犯事件で、いずれも簡易送致とする場合、共犯者に係る書類の謄本（身上調査表を除く。）を添付すること。

第3 運用上の留意事項

1 基準の解釈

基準の解釈として留意すべき点は次のとおりである。

- (1) 「第1 犯罪捜査規範第214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の基準」「1 簡易送致することができる事件」の「(1) 罪種等」
 - ア アは、刑法第235条の窃盗（未遂を含む。）、第246条の詐欺（未遂を含む。）及び第252条の横領並びに刑法第39章の盗品等に関する罪をいう。
 - イ イは、ア以外の犯罪であって、法定刑が同号に定めるもののいずれか

に該当する刑法犯及び特別法犯の全てをいう。

- (2) 「第1 犯罪捜査規範214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の基準」「1 簡易送致することができる事件」の「(2) 被害等の程度」

ア 「おおむね」とは若干の幅を示すものであるから、少年の再犯等のおそれ等との関連において、多少ゆとりのある判断をすることができる。明確な金額での被害額が認定できず、「時価1万円相当」として被害届を受理した場合には、「おおむね1万円以下」に含まれる。

イ 被害額又は盗品等の価格の総額については、消費税相当額を抜いた額（税抜価格）をもって基準とする。

ウ 「その他法益侵害の程度が極めて軽微なもの」については、長期3年以下の拘禁刑、罰金、拘留又は科料に当たる罪に該当する事件は、刑法犯を始め特別法犯をも含むため、その保護法益が多岐にわたり、軽微性の基準を具体的に示すことが困難であるため、抽象的表現となったものであることから、被害の程度、犯罪の態様等を勘案し、社会通念に従って判断することとする。

- (3) 「第1 犯罪捜査規範第214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の基準」「2 簡易送致することができない事件」

ア (1)は、銃砲又は刃物のように本来人を殺傷する機能を有するもの及び用法によっては人の身体に重大な危害を与える機能を有するものを、暴行、脅迫等の犯行の手段として使用したことをいう。したがって、これらの物件であっても凶器として使用されていない場合及びその他の物件を使用した場合であってもその物件がどのような用法によろうとも身体に重大な危害を与える機能を有しないものである場合は、ここに掲げる要件に該当しない。

イ (2)は、被疑事実が2以上あるものについては、ただし書に該当する場合を除き簡易送致することができないことをいう。

「犯行の日時、場所が接着し一個の機会に行われた同一罪種のもの等」については、例えば、次のような場合が当たる。

○ 大規模小売店舗内や商店街の隣接する店舗等で、間を置くことなく複数の万引きを行った場合

○ 被害者の所持する物品を損壊していさかいとなり、軽微な暴行を加えた場合

○ 窃盗を見とがめられ、逃走する際に軽微な暴行を加えた場合

このように犯行の日時、場所が接着し一個の機会に行われたと評価し得る場合には簡易送致することができるが、被疑事実が2以上あるものは、一般的には再犯のおそれがあるものに該当する場合が多いと思われるので、当該少年の性格、犯行の動機、原因等について慎重に検討し、簡易送致の適否を判断することとする。

ウ (3)は、当該少年が、交通法令違反、道路上の交通事故に係る刑法第211条及び自動車運転死傷処罰法第5条の罪以外の非行を犯したことにより、本件検挙時から過去2年以内に、犯罪少年として検察官又は家庭裁

判所に送致されたことのある少年、触法少年として児童相談所を経由して家庭裁判所に送致されたことのある少年又はぐ犯少年として家庭裁判所に送致若しくは通告されたことのある少年をいう。

2 簡易送致することが不適当な場合

基準に定めていないが、次に掲げる事件については、刑事訴訟法の趣旨に鑑み、簡易送致することは不適当であるから、かかる事件については、通常の手続きによって送致することとする。

- 告訴又は告発に係る事件
- 通常逮捕又は緊急逮捕した事件
- 現行犯逮捕した事件（警察に引致後釈放したものを除く。）
- 権利者に変換することができない証拠物のある事件

3 簡易送致の適否の判断

犯罪捜査規範第214条第1項（軽微な事件の処理）に規定する「その事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められ」る場合とは、審判不開始が相当である場合が当たるものであるから、形式的に基準に該当する場合であっても、犯罪の態様、原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等を個別の事例ごとに慎重に検討して、簡易送致とするか通常の手続により送致するかを判断し、当該少年の最善の利益を図ることが重要である。

したがって、簡易送致の適否を判断するに当たっては、次の点について特に配意することとする。

(1) 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

窃盗については、簡易送致の対象罪種となっているが、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりについては、強盗等の凶悪犯に発展するおそれのあるものや組織的に敢行されているものも多く、一般的には簡易送致にはなじまないと考えられる。ただし、個別の事例ごとに慎重に検討した結果、簡易送致が適当と判断した場合には、その理由を捜査報告書等で明らかにした上で簡易送致することとする。

(2) 被害品が自動二輪車及び原動機付自転車である場合

被害品が自動二輪車及び原動機付自転車である窃盗又は遺失物等横領については、ひったくりや無免許運転等の二次犯罪に供用される可能性が高いことや配線を直結する方法により窃取した場合には犯行手段が単純とは言えないこと等から、簡易送致になじまない場合があることを念頭に置いて検討することとする。

(3) 性的な動機のある非行

性的な動機のある非行については、簡易送致の対象罪種であっても、強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取誘拐等の重大な犯罪に発展するおそれのあるものや、少年の性格、資質に大きな偏りがあり累犯化のおそれが高いものも含まれており、簡易送致になじまない場合があることを念頭に置いて検討することとする。

(4) 中学生の深夜の非行

義務教育期間中の中学生が深夜に非行を犯した場合には、要保護性が高い場合も考えられる。中学生の年齢層は少年の中でも特に可塑性に富む年齢層であり、非行が急速に深刻化する場合があり、簡易送致になじまない場合があることを念頭に置いて検討することとする。

なお、深夜の概念については、地域によって深夜に関する考え方が異なることや当該時間帯に非行を犯すこととなった背景は様々であるが、青森県青少年健全育成条例の第15条の6において、「午後11時から翌日の日の出の時まで」と規定されており、同規定の時間帯を深夜の基準とする。

(5) 悪質な交通法令違反等の非行歴がある場合

簡易送致をすることができないこととなる過去に犯した非行から、交通法令違反、道路上の交通事故に係る刑法第211条及び自動車運転死傷処罰法第5条の罪が除外されるが、当該非行が共同危険行為、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過の違反であるとき若しくはこれらの違反が関係する交通事故であるとき、又は重大な過失による交通事故であるときには、簡易送致になじまない場合があることを念頭に置いて検討することとする。

(6) 適正な事件選別及び処理

簡易送致事件の選別及び処理に当たっては、罪種や被害の程度等の形式要件だけで判断することなく、少年事件選別主任者の意見を確実に聴くとともに、事案の軽微性、再犯危険性等について簡易送致検討票等を活用するなどして、個別の事件、個別の少年ごとに事件の原因及び動機、少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断し、適正な事件選別及び処理を図ることとする。

4 各種照会の徹底

過去2年以内の非行歴を有しているなど、簡易送致することができない少年を簡易送致することのないよう、各種照会システム（交通違反歴照会を含む。）及び少年カードを活用するなどして非行歴等の把握の徹底に努めることとする。

5 補充捜査への対応

家庭裁判所から、審判の必要のため、被害者又は参考人の供述調書の作成等の補充捜査の要請があった場合には、適切に対応することとする。

6 作成書類の合理化

簡易送致事件の処理に当たっては、この制度の趣旨に鑑み、少年事件簡易送致書・捜査報告書（又は少年事件簡易送致書及び捜査報告書）、身上調査表及び検事正指示書類の様式第2号から第5号及び請書のほかに作成する書類は必要最小限にすることとする。ただし、後日捜査上必要となることが予想される場合には、必要な書類を作成することにも配慮するとともに、犯罪捜査規範第13条（備忘録）の規定を遵守することとする。

なお、事件の捜査の過程で、当初は、簡易送致が適当と判断して検事正指示書類の様式により捜査書類を作成したが、後に簡易送致することが不適当な事情が判明し通常の手続によって送致することとした場合でも、当該検事正指示書類の様式により作成した書類を、通常の手続による送致の場合に作

成する捜査書類の一部として、少年事件送致（付）書に添付して送致することができるから誤りのないようにすることとする。

7 犯罪少年に対する再非行防止のための適切な指導

少年ごとの処遇の個別化を図りつつ、健全育成を期するためには、重大な犯罪のみならず、軽微な犯罪の扱いも重要であることを認識し、犯罪捜査規範第214条第2項の規定するところに従い、簡易送致対象事件を犯した犯罪少年に対して、軽微な事件であっても犯罪であることを自覚させ、心からの反省を促すとともに、保護者等に対して今後の監督につき必要な注意を与えるなど再非行防止に努めることとする。

別紙 様式第1号

		閱		主任検察官	
検 第		号			
少年事件簡易送致書					
送 () 第 号 年 月 日					
地方検察庁 検察官検事 殿		警 察 署 司法警察員		ⓧ	
下記被疑事件を送致する。					
捜 査 報 告 書					
警察署長 殿				年 月 日	
警 察 署 司法				ⓧ	
下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。					
罪名 罰条		発覚 の 端緒			
被 疑 者	ふりがな 氏 名	男・女		生年月日	年 (月 日) 生 歳
	職 業 学校・学年	学校 学年在学			
	住 居	(電話)			
	本 籍 (国 籍)				
保 護 者	氏 名 (名称又は商号及び代表者の氏名)			年 齢	歳
	職 業			少年との続柄	
	住 居 (主たる事務所又は本店の所在地)	(電話)			
犯 罪 事 実 (日時、場所、 方法、被害等)					
犯 罪 の 動 機					
事 後 の 状 況					
警 察 と し て 採 っ た 措 置					
備 考					
担当者の官職氏名		(電話)			

別添1-2

別紙 様式第1号

検 第	号
-----	---

少年事件簡易送致書

送 () 第 号
年 月 日

地方検察庁
検察官検事 殿

警 察 署
司法警察員

ⓐ

下記被疑事件を送致する。

捜 査 報 告 書

年 月 日

警察署長 殿

警 察 署
司法

ⓐ

下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。

罪名		発覚 の 端緒	年 月 日 午 時 分 ☐ 現認 ☐ 職務質問 ☐ 聞込み ☐ 届出 ☐ その他 ()
罰条			

被 疑 者	ふ り が な 氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 (月 日生 歳)
	職 業 学校 ・ 学年	学校 学年在学		
	住 居	(電話)		
	本 (国 籍 籍)			

保 護 者	氏 名 (名称又は商号及 び代表者の氏名)	年 齢	歳
	職 業	少年と の続柄	
	住 居 (主たる事務所又 は本店の所在地)	(電話)	

犯 罪 事 実 (日時、場所、 方法、被害等)	
犯 罪 の 動 機	☐ 対象物自体の所有・消費目的 ☐ 一時的盗用 ☐ 遊び・好奇心・スリル ☐ 遊興費充当 ☐ 憤怒 ☐ その他 ()
事 後 の 状 況	☐ 犯行を素直に認め、改悛の情が顕著である。 ☐ 保護者が今後の善導を誓約している。 ☐ その他 ()
警 察 と し て 採 っ た 措 置	☐ 少年に対して、厳重に訓戒を加え、将来を戒めた。 ☐ 次の者を呼び出し、監督上の注意を与え、その請書を徴した。 ☐ 親権者 ☐ 雇主 ☐ その他 () ☐ 少年に対して、被害者に対する被害の回復、謝罪等を講ずるよう指導した。 ☐ その他 ()
備 考	
担当者の官職氏名	(電話)

(注意) □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

別記様式第22号（犯罪捜査規範第214条）

少年事件簡易送致書					
家庭裁判所		殿		年 月 日	
		警察署 司法警察員		印	
下記被疑事件を送致する。					
捜査報告書					
警察署長		殿		年 月 日	
		警察署 司法		印	
下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。					
罪名 罰条			発覚 の 端緒		
被 疑 者	ふりがな 氏 名	男・女		生年月日	年 月 日 (生 歳)
	職 業 学校・学年	学校 学年在学			
	住 居	(電話)			
	本 籍 (国 籍)				
保 護 者	氏 名 (名称又は商号及 び代表者の氏名)			年 齢	歳
	職 業			少年と の続柄	
	住 居 (主たる事務所又 は本店の所在地)				
犯 罪 事 実 (日時、場所、 方法、被害等)					
犯 罪 の 動 機					
事 後 の 状 況					
警 察 と し て 採 っ た 措 置					
備 考					
担当者の官職氏名		(電話)			

少年事件簡易送致書					
家庭裁判所 殿		年 月 日			
警察署 司法警察員		警察署 司法警察員 ㊟			
下記被疑事件を送致する。					
捜 査 報 告 書					
警察署長 殿		年 月 日			
警察署 司法		警察署 司法 ㊟			
下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。					
罪名 罰条		発覚 の 端緒	年 月 日 午 時 分 ☐ 現認 ☐ 職務質問 ☐ 聞込み ☐ 届出 ☐ その他 ()		
被 疑 者	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日生 (月 歳)	
	職業 学校・学年	学校 学年在学			
	住 居	(電話)			
	本 籍 (国 籍)				
保 護 者	氏 名 (名称又は商号及び代表者の氏名)	年 齢	歳		
	職 業	少年と の続柄			
	住 居 (主たる事務所又は本店の所在地)	(電話)			
犯 罪 事 実 (日時、場所、方法、被害等)					
犯 罪 の 動 機		☐ 対象物自体の所有・消費目的 ☐ 一時的盗用 ☐ 遊び・好奇心・スリル ☐ 遊興費充当 ☐ 憤怒 ☐ その他 ()			
事 後 の 状 況		☐ 犯行を素直に認め、改悛の情が顕著である。 ☐ 保護者が今後の善導を誓約している。 ☐ その他 ()			
警 察 と し て 採 っ た 措 置		☐ 少年に対して、厳重に訓戒を加え、将来を戒めた。 ☐ 次の者を呼び出し、監督上の注意を与え、その請書を徴した。 ☐ 親権者 ☐ 雇主 ☐ その他 () ☐ 少年に対して、被害者に対する被害の回復、謝罪等を講ずるよう指導した。 ☐ その他 ()			
備 考					
担当者の官職氏名		(電話)			

(注意) ☐ 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

(用紙 日本工業規格A4)

別添 3

別記様式第21号（犯罪捜査規範第213条）

身 上 調 査 表

資料区分			
少年の氏名	異名	生年月日	職業先
本籍	出生地	職業先・職種	所在地
住居	財物加害高	在職期間	退職理由
非行場所	主な家族の氏名・続柄・年齢・職業・住居	非行等名	補導年月日
家族関係	家族数	補導警察署	措置及び処分結果
学校	最終（在学）学校名	喫煙	有機溶剤その他の薬物乱用
関係	学年	成績	
取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署
罪名	処遇意見		
既遂・未遂別	最終（在学）学校		
手口	卒業・中退別		
非行時の居住地	共犯形態		
性別	少年が犯した他の犯行（異なる罪種）		
非行時の年齢	刑法犯		
非行時の学職	特別法犯		
学職の特殊形態	非行府県数		
国籍等			
在留資格等（外国人）			
不法滞在期間（外国人）			
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴
前回処分	うち本票記載犯罪と同一罪種（ ）回		
非行年月日時			
非行場所			
非行の動機・原因	背景	身柄措置	
父親の態度	父親の態度	本票記載非行の供述状況	
母親の態度	母親の態度	団体の名称	
直接の動機・原因	直接の動機・原因	組織順位	
精神障害等の有無	精神障害等の有無	地位	
家出関係	家出関係	ゴロ・総会屋等	
生活形態	生活形態	犯罪態様	
両親の状況	両親の状況	民事介入	
母の不在状況	母の不在状況	暴力	
非行集団関係	暴力団との関係の有無	関係検挙票番号	
	集団の種別	署 年 月 第 号	
送致等の区分	送致等の区分	作成者	
		年 月 日作成	
		署 係 氏名 印	
(記載事項以外で送致・通告先機関における処遇上参考となる事項を記載する。)			

書 調 述 供

被疑者名

[illegible]

(注意) □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

(注意) 1 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

(注意) 1 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
2 「現場の見取図等」欄については、現場の見取図に代えて、現場の写真又は被害品の写真を貼付することができる。

年 月 日



被疑者 に対する 被疑事件について、捜査した結果は次のとおりであるから報告する。

[illegible]

請 書

私は、 事件で補導された の
です。

今後は、十分注意し、再びこのようなことがないよう指導します。

年 月 日

住所

職業

氏名



警察署長 殿